

条 例 議 案 の 概 要

—令和7年12月定例会—

(追加議案)

目 次

議案第 175 号 盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について ······	7
議案第 176 号 盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について ······	29
議案第 177 号 盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について ······	32

議案第175号

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

人事院及び岩手県人事委員会の勧告並びに国及び県の状況等を勘案し、一般職の職員の給料月額及び手当の額の改定等をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）の一部改正

ア 給料表の改定

令和7年4月1日から給料月額を改め、その改定率は次のとおりとする。（第1条中別表第1及び別表第2の改正規定関係）

区分	行政職給料表	医療職給料表(1)	医療職給料表(2)
改定率	3.20%	3.17%	3.26%

イ 初任給調整手当の改定

令和7年4月1日から、医療職給料表(1)の適用を受ける職員（医師）に対する支給月額の限度額を31万800円（現行31万円）に改める。（第1条中第17条の2第1項の改正規定関係）

ウ 通勤手当の改定

令和8年1月1日から、交通用具利用者に対する支給月額の限度額を4万2,100円（現行3万7,600円）に改める。（第1条中第26条第2項第2号の改正規定関係）

エ 期末手当及び勤勉手当の改定

期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおり改める。（第1条中第33条の4第2項及び第3項並びに第33条の5第2項並びに第2条中第33条の4第2項及び第3項並びに第33条の5第2項の改正規定関係）

(ア) 定年前再任用短時間勤務職員等以外

区分		現 行	改定(7年度)	改定(8年度以降)
6ヶ月期	期末手当	1.25	1.25	1.2625
	勤勉手当	1.05	1.05	1.0625
12ヶ月期	期末手当	1.25	1.275	1.2625
	勤勉手当	1.05	1.075	1.0625
合 計		4.60	4.65	4.65

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員等

区分		現 行	改定(7年度)	改定(8年度以降)
6ヶ月期	期末手当	0.70	0.70	0.7125
	勤勉手当	0.50	0.50	0.5125
12ヶ月期	期末手当	0.70	0.725	0.7125
	勤勉手当	0.50	0.525	0.5125
合 計		2.40	2.45	2.45

(2) 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号）の一部改正

ア 給料表の改定（特定任期付職員）

令和7年4月1日から給料月額を改め、その改定率を3.32%とする。（第3条中別表第1の改正規定関係）

イ 期末手当及び勤勉手当の改定（特定任期付職員）

期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおり改める。（第3条中第7条第2項の改正規定及び第4条関係）

区分		現 行	改定(7年度)	改定(8年度以降)
6ヶ月期	期末手当	0.95	0.95	0.9625
	勤勉手当	0.875	0.875	0.8875
12ヶ月期	期末手当	0.95	0.975	0.9625
	勤勉手当	0.875	0.90	0.8875
合計		3.65	3.70	3.70

(3) 盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第18号）の一部改正

期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおり改める。（第5条及び第6条関係）

区分		現 行	改定(7年度)	改定(8年度以降)
6ヶ月期	期末手当	1.25	1.25	1.2625
	勤勉手当	1.05	1.05	1.0625
12ヶ月期	期末手当	1.25	1.275	1.2625
	勤勉手当	1.05	1.075	1.0625
合 計		4.60	4.65	4.65

3 施行期日

- (1) 2-(1)ア・イ及び2-(2)ア並びに2-(1)エ、2-(2)イ及び2-(3)（いずれも令和7年度の支給割合改定に係る部分に限る。） 公布の日
- (2) 2-(1)ウ 令和8年1月1日
- (3) 2-(1)エ、2-(2)イ及び2-(3)（いずれも令和8年度以降の支給割合改定に係る部分に限る。） 令和8年4月1日

【第1条】盛岡市職員給与支給条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 <u>令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市職員給与支給条例 第1条から第6条まで 略 第7条 納料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各納料表の適用範囲は、それぞれ当該納料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 行政職給料表（別表第1） (2) 医療職給料表（別表第2） ア 医療職給料表(1) イ 医療職給料表(2)</p> <p>2 前項の納料表（以下「納料表」という。）は、第2条第2号に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、級別基準職務表（別表第3）の左欄に掲げる職務の級の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。</p> <p>4 級別基準職務表の右欄に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務については、規則で定める。</p> <p>第8条から第17条まで 略 第17条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日以後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額<u>31万800円</u> (2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額6万円</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により初任給調整手当の支給を受ける職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第18条から第25条の3まで 略 第26条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。） (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、</p>	<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略</p> <p>盛岡市職員給与支給条例 第1条から第6条まで 略 第7条 納料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各納料表の適用範囲は、それぞれ当該納料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 行政職給料表（別表第1） (2) 医療職給料表（別表第2） ア 医療職給料表(1) イ 医療職給料表(2)</p> <p>2 前項の納料表（以下「納料表」という。）は、第2条第2号に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、級別基準職務表（別表第3）の左欄に掲げる職務の級の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。</p> <p>4 級別基準職務表の右欄に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務については、規則で定める。</p> <p>第8条から第17条まで 略 第17条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日以後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額<u>31万円</u> (2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額6万円</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により初任給調整手当の支給を受ける職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第18条から第25条の3まで 略 第26条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。） (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、</p>

改正後	改正前
<p>5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)(職員が勤務所を異にして異動し、又は職員の勤務する勤務所の移転に伴い引き続き移転後の勤務所に勤務することとなつた場合において、新たに1箇月当たりの運賃等相当額が5万5,000円を超えることとなるとき又は1箇月当たりの運賃等相当額のうち当該職員の負担する額が当該職員の異動等前に負担していた額を超えることとなるときは、当該1箇月当たりの運賃等相当額又は当該1箇月当たりの運賃等相当額から当該負担していた額を控除した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 通勤距離(育児短時間勤務職員等並びに定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)にあつては、通勤距離及び通勤回数)に応じ、支給単位期間につき、4万2,100円を超えない範囲内で規則で定める額</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)(職員が勤務所を異にして異動し、又は職員の勤務する勤務所の移転に伴い引き続き移転後の勤務所に勤務することとなつた場合において、新たに1箇月当たりの運賃等相当額が5万5,000円を超えることとなるとき又は1箇月当たりの運賃等相当額のうち当該職員の負担する額が当該職員の異動等前に負担していた額を超えることとなるときは、当該1箇月当たりの運賃等相当額又は当該1箇月当たりの運賃等相当額から当該負担していた額を控除した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</p> <p>4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。</p> <p>5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。</p> <p>6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)(職員が勤務所を異にして異動し、又は職員の勤務する勤務所の移転に伴い引き続き移転後の勤務所に勤務することとなつた場合において、新たに1箇月当たりの運賃等相当額が5万5,000円を超えることとなるとき又は1箇月当たりの運賃等相当額のうち当該職員の負担する額が当該職員の異動等前に負担していた額を超えることとなるときは、当該1箇月当たりの運賃等相当額又は当該1箇月当たりの運賃等相当額から当該負担していた額を控除した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 通勤距離(育児短時間勤務職員等並びに定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)にあつては、通勤距離及び通勤回数)に応じ、支給単位期間につき、3万7,600円を超えない範囲内で規則で定める額</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)(職員が勤務所を異にして異動し、又は職員の勤務する勤務所の移転に伴い引き続き移転後の勤務所に勤務することとなつた場合において、新たに1箇月当たりの運賃等相当額が5万5,000円を超えることとなるとき又は1箇月当たりの運賃等相当額のうち当該職員の負担する額が当該職員の異動等前に負担していた額を超えることとなるときは、当該1箇月当たりの運賃等相当額又は当該1箇月当たりの運賃等相当額から当該負担していた額を控除した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</p> <p>4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。</p> <p>5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。</p> <p>6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
第27条から第33条の3まで 略	第27条から第33条の3まで 略
<p>第33条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第33条の4の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第33条の4の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第13条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月末満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月末満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮し</p>	<p>第33条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第33条の4の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第33条の4の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第13条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月末満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月末満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮し</p>

改正後	改正前
て規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。	て規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。 第33条の4の2及び第33条の4の3 略	6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。 第33条の4の2及び第33条の4の3 略
第33条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。	第33条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額
3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。	3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。	4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。
5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。	5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。
第33条の6から第37条まで 略 附 則 略 <u>附 則（令和7年条例第1号）</u> <u>（施行期日等）</u>	第33条の6から第37条まで 略 附 則 略
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中盛岡市職員給与支給条例第26条第2項第2号の改正規定は令和8年1月1日から、第2条、第4条及び第6条の規定は同年4月1日から施行する。	
2 第1条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例（以下「改正後の給与条例」という。）第17条の2第1項、別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表第1の規定は令和7年4月1日から、改正後の給与条例第33条の4第2項及び第3項並びに第33条の5第2項の規定、改正後の任期付職員条例第7条第2項の規定並びに第5条の規定による改正後の盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員条例」という。）第19条第2項及び第22条第2項の規定は同年12月1日から適用する。 <u>（令和7年4月1日前の異動者の号給の調整）</u>	
3 令和7年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるとところにより、必要な調整を行うことができる。 <u>（給与の内払）</u>	
4 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例及び改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の盛岡市職員給与支給条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定	

改正後

改正前

による改正前の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び第5条の規定による改正前の盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与及び改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内扱とみなす。

(委任)

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第1 行政職給料表（第7条関係）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	197,10 0	243,70 0	278,40 0	312,30 0	335,30 0	369,90 0	424,30 0	476,00 0
	2	198,20 0	245,00 0	279,40 0	313,80 0	337,20 0	371,60 0	426,20 0	481,30 0
	3	199,40 0	246,40 0	280,40 0	315,20 0	339,00 0	373,20 0	428,10 0	486,20 0
	4	200,50 0	247,90 0	281,40 0	316,60 0	340,70 0	374,80 0	430,00 0	490,90 0
	5	201,60 0	249,30 0	282,50 0	318,10 0	342,40 0	376,50 0	431,80 0	494,90 0
	6	203,30 0	250,70 0	283,50 0	319,20 0	344,10 0	378,30 0	433,60 0	498,30 0
	7	204,90 0	252,10 0	284,40 0	320,20 0	345,90 0	379,80 0	435,40 0	501,20 0
	8	206,50 0	253,50 0	285,40 0	321,40 0	347,50 0	381,40 0	437,20 0	503,70 0
	9	208,00 0	254,90 0	286,40 0	322,60 0	349,10 0	382,70 0	438,80 0	505,70 0
	10	209,80 0	256,20 0	287,40 0	324,20 0	350,80 0	384,30 0	440,30 0	
	11	211,40 0	257,50 0	288,40 0	325,90 0	352,50 0	386,00 0	441,90 0	
	12	213,00 0	258,80 0	289,40 0	327,50 0	354,10 0	387,50 0	443,40 0	
	13	214,50 0	260,10 0	290,50 0	328,90 0	355,70 0	389,40 0	444,90 0	
	14	216,20 0	261,40 0	291,80 0	330,50 0	357,30 0	391,30 0	446,00 0	
	15	217,90 0	262,70 0	293,10 0	332,10 0	358,90 0	393,20 0	447,30 0	
	16	219,60 0	263,90 0	294,30 0	333,80 0	360,40 0	395,10 0	448,50 0	
	17	220,80 0	265,10 0	295,50 0	335,20 0	361,80 0	396,60 0	449,70 0	
	18	222,50 0	266,10 0	296,80 0	336,90 0	363,60 0	398,40 0	451,00 0	
	19	224,10 0	267,20 0	298,10 0	338,50 0	365,20 0	400,10 0	452,40 0	
	20	225,60 0	268,30 0	299,30 0	340,10 0	366,80 0	401,70 0	453,60 0	
	21	227,10 0	269,20 0	300,30 0	341,50 0	367,90 0	403,40 0	454,80 0	
	22	228,70 0	270,20 0	301,50 0	343,30 0	369,40 0	404,80 0	455,60 0	
	23	230,30 0	271,30 0	302,70 0	345,00 0	370,90 0	406,30 0	456,40 0	
	24	232,00 0	272,30 0	304,00 0	346,60 0	372,50 0	407,70 0	457,20 0	

別表第1 行政職給料表（第7条関係）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	184,80 0	231,70 0	267,40 0	301,30 0	324,00 0	358,30 0	411,90 0	462,40 0
	2	185,90 0	233,20 0	268,40 0	302,80 0	325,90 0	360,00 0	413,80 0	467,90 0
	3	187,10 0	234,70 0	269,40 0	304,30 0	327,70 0	361,60 0	415,70 0	472,90 0
	4	188,20 0	236,30 0	270,40 0	305,70 0	329,40 0	363,20 0	417,60 0	477,70 0
	5	189,30 0	237,80 0	271,50 0	307,20 0	331,10 0	364,90 0	419,40 0	481,70 0
	6	191,00 0	239,30 0	272,50 0	308,30 0	332,80 0	366,70 0	421,20 0	485,20 0
	7	192,60 0	240,80 0	273,50 0	309,30 0	334,60 0	368,20 0	423,00 0	488,20 0
	8	194,20 0	242,30 0	274,50 0	310,50 0	336,30 0	369,80 0	424,80 0	490,70 0
	9	195,80 0	243,80 0	275,50 0	311,70 0	337,90 0	371,20 0	426,40 0	492,70 0
	10	197,60 0	245,30 0	276,50 0	313,30 0	339,60 0	372,80 0	427,90 0	
	11	199,20 0	246,70 0	277,50 0	315,00 0	341,30 0	374,50 0	429,50 0	
	12	200,80 0	248,10 0	278,60 0	316,60 0	342,90 0	376,00 0	431,00 0	
	13	202,40 0	249,40 0	279,70 0	318,10 0	344,50 0	377,90 0	432,50 0	
	14	204,10 0	250,70 0	281,00 0	319,70 0	346,10 0	379,80 0	433,60 0	
	15	205,80 0	252,00 0	282,30 0	321,30 0	347,70 0	381,70 0	434,90 0	
	16	207,50 0	253,20 0	283,50 0	323,00 0	349,20 0	383,60 0	436,10 0	
	17	208,80 0	254,40 0	284,80 0	324,50 0	350,60 0	385,10 0	437,30 0	
	18	210,50 0	255,40 0	286,10 0	326,20 0	352,40 0	386,90 0	438,60 0	
	19	212,10 0	256,50 0	287,40 0	327,80 0	354,00 0	388,60 0	440,00 0	
	20	213,60 0	257,60 0	288,60 0	329,40 0	355,60 0	390,20 0	441,20 0	
	21	215,10 0	258,60 0	289,70 0	330,80 0	356,80 0	391,90 0	442,40 0	
	22	216,70 0	259,60 0	290,90 0	332,60 0	358,30 0	393,30 0	443,20 0	
	23	218,30 0	260,70 0	292,20 0	334,30 0	359,80 0	394,80 0	444,00 0	
	24	220,00 0	261,70 0	293,50 0	335,90 0	361,40 0	396,20 0	444,80 0	

改正後								改正前							
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
25	233, 60	273, 30	305, 40	347, 80	374, 20	409, 10	457, 80	25	221, 60	262, 70	294, 90	337, 10	363, 10	397, 60	445, 40
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
26	235, 30	274, 20	306, 40	349, 70	376, 00	410, 30	458, 40	26	223, 30	263, 60	295, 90	339, 00	364, 90	398, 80	446, 00
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
27	236, 60	275, 00	307, 40	351, 50	377, 60	411, 50	459, 00	27	224, 60	264, 50	296, 90	340, 80	366, 60	400, 00	446, 60
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
28	237, 90	275, 80	308, 40	353, 10	379, 30	412, 50	459, 60	28	225, 90	265, 30	298, 00	342, 40	368, 30	401, 00	447, 20
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
29	239, 30	276, 60	309, 50	354, 60	380, 70	413, 60	460, 40	29	227, 30	266, 10	299, 10	343, 90	369, 70	402, 10	448, 00
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
30	240, 40	277, 40	310, 70	356, 20	382, 00	414, 80	461, 20	30	228, 40	266, 90	300, 30	345, 50	371, 00	403, 30	448, 80
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
31	241, 50	278, 20	311, 90	357, 80	383, 30	415, 90	461, 60	31	229, 50	267, 70	301, 50	347, 10	372, 30	404, 40	449, 20
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
32	242, 60	279, 00	313, 10	359, 40	384, 70	417, 10	462, 40	32	230, 60	268, 60	302, 70	348, 70	373, 70	405, 60	450, 00
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
33	243, 70	279, 70	314, 20	361, 20	385, 80	417, 80	462, 90	33	231, 70	269, 30	303, 90	350, 50	374, 80	406, 30	450, 50
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
34	244, 60	280, 50	315, 50	363, 00	386, 70	418, 50	463, 30	34	232, 80	270, 10	305, 20	352, 30	375, 70	407, 00	450, 90
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
35	245, 50	281, 30	316, 80	364, 80	387, 70	419, 10	463, 70	35	233, 90	270, 90	306, 50	354, 10	376, 70	407, 70	451, 30
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
36	246, 60	282, 00	318, 10	366, 60	388, 70	419, 80	464, 10	36	235, 10	271, 70	307, 80	355, 90	377, 80	408, 40	451, 70
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
37	247, 60	282, 70	319, 30	368, 10	389, 50	420, 20	464, 50	37	236, 20	272, 40	309, 10	357, 40	378, 60	408, 80	452, 10
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
38	248, 50	283, 50	320, 70	369, 50	390, 40	420, 80	464, 80	38	237, 20	273, 20	310, 50	358, 80	379, 50	409, 40	452, 50
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
39	249, 40	284, 10	322, 00	370, 90	391, 30	421, 30	465, 10	39	238, 20	273, 90	311, 80	360, 20	380, 40	409, 90	452, 90
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
40	250, 20	284, 90	323, 30	372, 40	392, 10	421, 70	465, 40	40	239, 10	274, 70	313, 10	361, 70	381, 20	410, 30	453, 20
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
41	251, 00	285, 50	324, 60	373, 90	392, 90	422, 10	465, 70	41	240, 00	275, 30	314, 40	363, 20	382, 00	410, 70	453, 50
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
42	251, 70	286, 20	325, 80	374, 70	393, 80	422, 30	466, 00	42	240, 90	276, 10	315, 70	364, 00	382, 90	410, 90	453, 90
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
43	252, 30	286, 90	327, 10	375, 60	394, 60	422, 60	466, 30	43	241, 70	276, 90	317, 00	365, 00	383, 70	411, 20	454, 20
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
44	252, 90	287, 60	328, 30	376, 60	395, 30	422, 90	466, 60	44	242, 50	277, 60	318, 20	366, 00	384, 40	411, 50	454, 50
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
45	253, 70	288, 30	329, 20	377, 50	396, 00	423, 20	466, 90	45	243, 30	278, 30	319, 10	366, 90	385, 10	411, 80	454, 80
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
46	254, 30	288, 90	330, 50	378, 60	396, 70	423, 50		46	243, 90	279, 00	320, 40	368, 00	385, 80	412, 10	
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
47	254, 90	289, 60	331, 80	379, 50	397, 40	423, 80		47	244, 50	279, 70	321, 70	368, 90	386, 50	412, 40	
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
48	255, 50	290, 30	333, 10	380, 50	398, 10	424, 10		48	245, 10	280, 50	323, 00	369, 90	387, 20	412, 70	
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
49	256, 00	291, 00	334, 20	381, 40	398, 60	424, 30		49	245, 70	281, 20	324, 20	370, 80	387, 70	412, 90	
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
50	256, 60	291, 60	335, 50	382, 20	399, 20	424, 60		50	246, 30	281, 90	325, 50	371, 60	388, 30	413, 20	
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
51	257, 20	292, 30	336, 70	382, 90	399, 80	424, 80		51	246, 90	282, 60	326, 70	372, 30	388, 90	413, 50	
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
52	257, 70	293, 00	338, 00	383, 50	400, 50	425, 10		52	247, 40	283, 30	328, 00	372, 90	389, 60	413, 80	
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
53	258, 10	293, 50	339, 30	383, 90	400, 90	425, 40		53	247, 90	283, 90	329, 30	373, 30	390, 00	414, 10	
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
54	258, 50	294, 10	340, 30	384, 50	401, 50	425, 70		54	248, 30	284, 60	330, 40	373, 90	390, 60	414, 40	
		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
55	258, 90	294, 70	341, 40	385, 10	402, 10	426, 00		55	248, 70	285, 20	331, 50	374, 60	391, 20	414, 70	

改正後							改正前						
		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
56	259, 20	295, 40	342, 50	385, 80	402, 60	426, 30	56	249, 00	285, 90	332, 60	375, 30	391, 70	415, 00
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
57	259, 50	296, 00	343, 20	386, 10	403, 00	426, 50	57	249, 30	286, 50	333, 30	375, 60	392, 10	415, 20
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
58	259, 80	296, 70	344, 10	386, 80	403, 60	426, 80	58	249, 60	287, 30	334, 20	376, 30	392, 70	415, 50
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
59	260, 10	297, 30	344, 80	387, 50	404, 20	427, 10	59	249, 90	287, 90	334, 90	377, 00	393, 30	415, 80
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
60	260, 40	298, 00	345, 60	388, 10	404, 80	427, 50	60	250, 20	288, 60	335, 70	377, 60	393, 90	416, 20
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
61	260, 70	298, 60	346, 40	388, 40	405, 20	427, 70	61	250, 50	289, 20	336, 50	377, 90	394, 30	416, 40
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
62	261, 00	299, 20	346, 80	388, 90	405, 70	428, 00	62	250, 80	289, 90	336, 90	378, 40	394, 80	416, 70
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
63	261, 30	299, 70	347, 40	389, 50	406, 20	428, 30	63	251, 10	290, 50	337, 60	379, 00	395, 30	417, 00
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
64	261, 60	300, 20	348, 10	390, 10	406, 80	428, 50	64	251, 40	291, 00	338, 30	379, 60	395, 90	417, 20
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
65	261, 90	300, 70	348, 90	390, 40	407, 10	428, 70	65	251, 70	291, 50	339, 10	379, 90	396, 20	417, 40
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
66	262, 20	301, 30	349, 60	391, 00	407, 50		66	252, 00	292, 10	339, 80	380, 50	396, 60	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
67	262, 60	301, 80	350, 30	391, 70	407, 80		67	252, 40	292, 60	340, 50	381, 20	397, 00	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
68	262, 90	302, 40	350, 90	392, 30	408, 20		68	252, 70	293, 20	341, 10	381, 80	397, 40	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
69	263, 20	302, 90	351, 40	392, 80	408, 50		69	253, 00	293, 80	341, 60	382, 30	397, 70	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
70	263, 50	303, 40	352, 00	393, 30	408, 80		70	253, 30	294, 30	342, 20	382, 80	398, 00	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
71	263, 80	303, 90	352, 50	393, 90	409, 10		71	253, 60	294, 90	342, 70	383, 40	398, 30	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
72	264, 10	304, 50	353, 10	394, 40	409, 30		72	253, 90	295, 50	343, 30	383, 90	398, 50	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
73	264, 40	305, 00	353, 40	394, 90	409, 50		73	254, 20	296, 00	343, 60	384, 40	398, 70	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
74	264, 70	305, 40	353, 90	395, 50	409, 80		74	254, 50	296, 50	344, 10	385, 00	399, 00	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
75	265, 00	305, 70	354, 20	395, 90	410, 10		75	254, 80	296, 90	344, 50	385, 50	399, 30	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
76	265, 30	306, 00	354, 60	396, 20	410, 30		76	255, 10	297, 20	344, 90	385, 80	399, 50	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
77	265, 60	306, 20	355, 00	396, 60	410, 50		77	255, 40	297, 40	345, 30	386, 20	399, 70	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
78	265, 90	306, 50	355, 50	397, 10	410, 80		78	255, 70	297, 70	345, 80	386, 70	400, 00	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
79	266, 20	306, 70	356, 00	397, 50	411, 10		79	256, 00	297, 90	346, 30	387, 10	400, 30	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
80	266, 50	307, 00	356, 50	397, 90	411, 30		80	256, 30	298, 20	346, 80	387, 50	400, 50	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
81	266, 80	307, 20	356, 80	398, 30	411, 50		81	256, 60	298, 40	347, 10	387, 90	400, 70	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
82	267, 20	307, 40	357, 20	398, 80	411, 80		82	257, 00	298, 60	347, 50	388, 40	401, 00	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
83	267, 50	307, 70	357, 60	399, 20	412, 10		83	257, 30	298, 90	347, 90	388, 80	401, 30	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
84	267, 80	307, 90	358, 10	399, 60	412, 30		84	257, 60	299, 10	348, 40	389, 20	401, 50	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
85	268, 10	308, 20	358, 40	399, 90	412, 50		85	257, 90	299, 40	348, 70	389, 50	401, 70	
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
86	268, 40	308, 40	358, 80	400, 40	412, 70		86	258, 20	299, 70	349, 10	390, 00	402, 00	

改正後					改正前					
87	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	268, 70	308, 70	359, 20	400, 80	413, 00	258, 50	300, 00	349, 50	390, 40	402, 30
88	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	269, 00	309, 00	359, 60	401, 20	413, 20	258, 80	300, 30	349, 90	390, 80	402, 50
89	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	269, 30	309, 30	359, 80	401, 50	413, 40	259, 10	300, 60	350, 10	391, 10	402, 70
90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	269, 60	309, 60	360, 20	402, 00		259, 40	300, 90	350, 50	391, 60	
91	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	269, 90	309, 90	360, 60	402, 40		259, 70	301, 20	350, 90	392, 00	
92	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	270, 20	310, 20	361, 00	402, 80		260, 00	301, 60	351, 30	392, 40	
93	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	270, 50	310, 40	361, 20	403, 10		260, 30	301, 80	351, 50	392, 70	
94	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	310, 60	361, 50				302, 00	351, 90			
95	0	0				302, 30	352, 30			
96	310, 90	361, 90				302, 70	352, 60			
97	0	0				303, 00	352, 90			
98	311, 30	362, 20				303, 30	353, 30			
99	0	0				303, 70	353, 70			
100	311, 60	362, 50				304, 10	354, 10			
101	0	0				304, 30	354, 60			
102	311, 90	362, 90				304, 60	355, 00			
103	0	0				304, 90	355, 40			
104	312, 20	363, 30				305, 20	355, 80			
105	0	0				305, 40	356, 30			
106	312, 60	363, 70				305, 70	356, 70			
107	0	0				306, 00	357, 00			
108	312, 90	365, 90				306, 30	357, 30			
109	0	0				306, 60	357, 60			
110	313, 20	366, 30				306, 90	357, 90			
111	0	0				307, 20	358, 20			
112	313, 60	366, 60				307, 50	358, 50			
113	0	0				307, 80	358, 80			
114	313, 90	366, 90				308, 00	359, 00			
115	0	0				308, 30	359, 30			
116	314, 20	367, 30				308, 60	359, 60			
117	0	0				308, 90	359, 90			

改正後										改正前										
		118	0							118	0									
			317,50	317,80	318,10	318,40	318,60	318,90	319,20		309,40	309,70	310,10	310,30	310,60	310,90	311,20	0		
		119	0							119	0									
			317,80	318,10	318,40	318,60	318,90	319,20	319,50		309,40	309,70	310,10	310,30	310,60	310,90	311,20	0		
			0								0									
			318,10	318,40	318,60	318,90	319,20	319,50	0		309,70	310,10	310,30	310,60	310,90	311,20	0			
			0						0		0									
			318,40	318,60	318,90	319,20	319,50	0	0		310,10	310,30	310,60	310,90	311,20	0	0			
			0						0		310,30	310,60	310,90	311,20	0	0	0			
			318,60	318,90	319,20	319,50	0	0	0		310,60	310,90	311,20	0	0	0	0			
			0						0		310,90	311,20	0	0	0	0	0			
			318,90	319,20	319,50	0	0	0	0		311,20	0	0	0	0	0	0	0		
		120	0							120	0									
			318,10	318,40	318,60	318,90	319,20	319,50	0		310,10	310,30	310,60	310,90	311,20	0	0			
			0						0		310,30	310,60	310,90	311,20	0	0	0			
			318,40	318,60	318,90	319,20	319,50	0	0		310,60	310,90	311,20	0	0	0	0			
			0						0		310,90	311,20	0	0	0	0	0			
			318,60	318,90	319,20	319,50	0	0	0		311,20	0	0	0	0	0	0	0		
			0						0		0	0	0	0	0	0	0			
			318,90	319,20	319,50	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0			
			0						0		0	0	0	0	0	0	0			
			319,20	319,50	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0			
		121	0							121	0									
			318,40	318,60	318,90	319,20	319,50	0	310,10	310,30	310,60	310,90	311,20	0	0					
			0						310,30	310,60	310,90	311,20	0	0	0					
			318,60	318,90	319,20	319,50	0	0	310,60	310,90	311,20	0	0	0	0					
			0						310,90	311,20	0	0	0	0	0					
			318,90	319,20	319,50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
			0						0	0	0	0	0	0	0					
			319,20	319,50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
			0					0	0	0	0	0	0	0						
			319,50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
		122	0							122	0									
			318,60	318,90	319,20	319,50	0	0	0		310,10	310,30	310,60	310,90	311,20	0	0			
			0						310,30	310,60	310,90	311,20	0	0	0					
			318,90	319,20	319,50	0	0	0	310,60	310,90	311,20	0	0	0	0					
			0					310,90	311,20	0	0	0	0	0						
			319,20	319,50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
			0				0	0	0	0	0	0	0							
			319,50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
			0				0	0	0	0	0	0	0							
			319,50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
		123	0							123	0									
			318,90	319,20	319,50	0	0	0	0		310,10	310,30	310,60	310,90	311,20	0	0			
			0						310,30	310,60	310,90	311,20	0	0	0					
			319,20	319,50	0	0	0	0	310,60	310,90	311,20	0	0	0	0					
			0					310,90	311,20	0	0	0	0	0						
			319,50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
			0				0	0	0	0	0	0	0							
			319,50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
			0				0	0	0	0	0	0	0							
			319,50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
		124	0							124	0									
			319,20	319,50	0	0	0	0	0		310,10	310,30	310,60	310,90	311,20	0	0			
			0						310,30	310,60	310,90	311,20	0	0	0					
			319,50	0	0	0	0	0	310,60	310,90	311,20	0	0	0	0					
			0					0	310,90	311,20	0	0	0	0	0					
			319,50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
			0					0	0	0	0	0	0	0	0					
			319,50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
			0					0	0	0	0	0	0	0	0					
			319,50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
		125	0						125	0										
			319,20	319,50	0	0	0	0	0	310,10	310,30	310,60	310,90	311,20	0	0				
			0					0	310,30	310,60	310,90	311,20	0	0	0					
			319,50	0	0	0	0	0	310,60	310,90	311,20	0	0	0	0					
			0					0	310,90	311,20	0	0	0	0	0					
			319,50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
			0					0	0	0	0	0	0	0	0					
			319,50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
			0					0	0	0	0	0	0	0	0					
			319,50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					

改正後							改正前									
	32	394,700	466,400	525,000			32	380,100	452,100	510,200						
		33	396,400	467,700	526,500		33	381,900	453,500	511,700						
	34	398,200	469,100	527,800			34	383,700	454,900	513,000						
		35	399,800	470,400	529,100		35	385,300	456,300	514,300						
	36	401,100	471,800	530,400			36	386,700	457,700	515,600						
		37	402,500	473,200	531,400		37	388,100	459,100	516,600						
	38	403,900	474,900	532,700			38	389,600	460,800	517,900						
		39	405,300	476,500	534,000		39	391,100	462,400	519,200						
	40	406,700	478,000	535,300			40	392,600	464,000	520,500						
		41	408,200	479,600	536,300		41	394,100	465,600	521,500						
	42	408,900	480,800	537,100			42	394,800	466,800	522,300						
		43	409,500	481,900	537,900		43	395,400	468,000	523,100						
	44	410,100	483,000	538,700			44	396,100	469,100	523,900						
		45	410,900	484,000	539,600		45	397,000	470,100	524,800						
	46	411,500	484,900	540,400			46	397,600	471,100	525,600						
		47	412,100	485,800	541,200		47	398,200	472,000	526,400						
	48	412,600	486,600	541,900			48	398,800	472,800	527,100						
		49	413,100	487,300	542,700		49	399,400	473,500	527,900						
	50	413,500	488,000	543,500			50	399,900	474,200	528,700						
		51	414,000	488,700	544,200		51	400,400	474,900	529,400						
	52	414,400	489,300	545,100			52	400,900	475,500	530,300						
		53	414,800	489,900	546,000		53	401,400	476,200	531,200						
	54	415,100	490,600	546,800			54	401,800	476,900	532,000						
		55	415,400	491,200	547,700		55	402,200	477,500	532,900						
	56	415,800	491,800	548,600			56	402,600	478,100	533,800						
		57	416,100	492,100	549,400		57	403,000	478,400	534,600						
	58	416,500	492,700	550,200			58	403,400	479,000	535,500						
		59	416,800	493,300	551,000		59	403,800	479,700	536,400						
	60	417,200	494,000	551,700			60	404,200	480,400	537,100						
		61	417,600	494,400	552,500		61	404,600	480,800	537,900						
	62	417,900	495,000	553,400			62	405,000	481,400	538,800						
		63	418,200	495,700	554,300		63	405,400	482,100	539,700						
	64	418,500	496,400	555,200			64	405,800	482,800	540,600						
		65	418,800	496,800	556,000		65	406,100	483,200	541,400						
	66		497,400	556,900			66		483,800	542,300						
		67		498,000	557,800		67		484,400	543,200						
	68		498,500	558,700			68		484,900	544,100						
		69		499,000	559,500		69		485,400	544,900						
	70		499,500	560,400			70		485,900	545,800						
		71		500,000	561,300		71		486,400	546,700						
	72		500,500	562,200			72		486,900	547,600						
		73		500,900	563,000		73		487,300	548,400						
	74		501,400				74		487,800							
		75		501,800				75		488,200						
	76		502,200				76		488,700							
		77		502,700				77		489,200						
	78		503,300				78		489,800							
		79		503,800				79		490,400						
	80		504,200				80		490,800							
		81		504,700				81		491,300						
	82		505,300				82		491,900							
		83		505,900				82		492,500						
	84		506,400				83		493,000							
		85		506,900				83		493,500						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額		定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額					
			円	円	円	円			円	円	円	円				
		312,900		356,500		412,800		488,500		301,700		344,400		399,500		473,300

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

(2) 医療職給料表(2)

職員の	職務の	1級	2級	3級	4級	5級	6級

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

(2) 医療職給料表(2)

職員の	職務の	1級	2級	3級	4級	5級	6級

改正後								改正前							
区分	級 号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	区分	級 号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	223,100	256,400	296,100	309,700	333,500	376,600	定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	209,100	242,300	284,000	297,600	322,000	365,200
	2	225,000	258,500	296,600	310,200	334,500	378,300		2	211,000	244,500	284,500	298,200	323,000	366,900
	3	226,900	260,700	297,100	310,700	335,500	380,000		3	212,900	246,700	285,000	298,800	324,000	368,600
	4	228,600	262,900	297,600	311,200	336,400	381,700		4	214,600	248,900	285,500	299,300	325,000	370,300
	5	230,300	265,100	298,000	311,700	337,400	383,500		5	216,300	251,100	286,000	299,800	326,000	372,100
	6	232,200	266,200	298,500	312,200	338,700	385,600		6	218,200	252,200	286,500	300,400	327,300	374,200
	7	234,000	267,000	299,000	312,800	339,900	387,600		7	220,000	253,100	287,000	301,000	328,500	376,200
	8	235,700	267,900	299,400	313,200	341,100	389,600		8	221,700	254,000	287,500	301,500	329,700	378,200
	9	237,400	268,700	299,900	313,700	342,000	391,300		9	223,400	254,900	288,100	302,000	330,800	379,900
	10	239,300	269,800	300,400	314,200	343,200	393,400		10	225,400	256,100	288,600	302,600	332,000	382,000
	11	241,300	271,000	300,900	314,900	344,300	395,600		11	227,400	257,300	289,100	303,300	333,100	384,200
	12	243,200	271,900	301,400	315,400	345,500	397,600		12	229,300	258,200	289,600	303,800	334,300	386,200
	13	245,000	272,700	301,800	315,800	346,500	399,500		13	231,200	259,000	290,100	304,300	335,400	388,100
	14	247,000	273,400	302,300	316,400	347,600	401,100		14	233,200	259,700	290,600	305,000	336,600	389,700
	15	249,000	274,100	302,700	317,100	348,700	402,900		15	235,200	260,400	291,100	305,700	337,700	391,500
	16	251,000	274,900	303,200	317,700	349,800	404,700		16	237,200	261,300	291,600	306,400	338,800	393,300
	17	253,100	276,000	303,700	318,300	350,900	406,500		17	239,300	262,400	292,100	307,100	339,900	395,100
	18	255,100	276,900	304,100	319,200	352,000	408,200		18	241,300	263,500	292,600	308,000	341,100	396,800
	19	257,200	277,900	304,600	320,100	353,200	410,200		19	243,400	264,700	293,100	309,000	342,300	398,700
	20	259,200	278,800	305,000	321,000	354,300	411,900		20	245,400	265,800	293,600	309,900	343,400	400,400
	21	261,100	279,800	305,600	321,800	355,400	413,600		21	247,300	266,900	294,200	310,700	344,500	402,100
	22	262,400	280,800	306,000	322,700	356,600	415,300		22	248,600	268,000	294,700	311,600	345,700	403,800
	23	263,500	281,700	306,500	323,600	357,700	417,200		23	249,800	269,100	295,200	312,500	346,800	405,700
	24	264,600	282,700	306,900	324,400	358,800	419,000		24	250,900	270,200	295,700	313,400	347,900	407,400
	25	265,700	283,500	307,400	325,200	359,800	420,600		25	252,000	271,200	296,200	314,200	349,000	409,000
	26	266,500	284,500	308,000	326,100	361,100	422,300		26	252,900	272,400	296,800	315,200	350,300	410,700
	27	267,400	285,400	308,700	327,000	362,500	424,100		27	253,800	273,500	297,600	316,100	351,700	412,500
	28	268,200	286,300	309,400	327,900	363,800	425,900		28	254,700	274,500	298,400	317,000	353,000	414,300
	29	269,100	287,300	310,200	328,600	365,000	427,400		29	255,600	275,500	299,200	317,800	354,200	415,800
	30	269,800	288,000	310,900	329,700	366,500	429,000		30	256,400	276,200	300,000	318,900	355,700	417,400
	31	270,500	288,700	311,600	330,800	368,000	430,500		31	257,100	276,900	300,800	320,000	357,200	418,900
	32	271,200	289,400	312,400	331,800	369,500	431,800		32	257,800	277,600	301,600	321,100	358,700	420,200
	33	272,000	290,100	313,100	333,000	370,700	433,000		33	258,600	278,400	302,300	322,300	359,900	421,300
	34	272,600	290,700	313,900	334,000	372,300	434,100		34	259,400	279,000	303,100	323,400	361,500	422,400
	35	273,200	291,200	314,600	335,100	373,700	435,300		35	260,200	279,500	303,900	324,500	362,900	423,500
	36	273,700	291,600	315,400	336,200	375,100	436,500		36	260,900	280,000	304,700	325,600	364,300	424,700
	37	274,400	292,000	316,100	337,300	376,500	437,800		37	261,700	280,500	305,500	326,700	365,700	426,000
	38	275,100	292,600	316,900	338,400	377,500	438,900		38	262,600	281,100	306,300	327,900	366,700	427,100
	39	275,800	293,100	317,700	339,500	378,900	440,200		39	263,500	281,600	307,100	329,000	368,100	428,400
	40	276,500	293,500	318,500	340,700	380,200	441,400		40	264,300	282,100	307,900	330,200	369,400	429,500
	41	277,200	294,000	319,100	341,500	381,500	442,600		41	265,100	282,500	308,600	331,000	370,700	430,700
	42	277,800	294,400	320,000	342,600	383,000	443,600		42	266,000	283,000	309,600	332,100	372,200	431,700
	43	278,500	294,800	321,000	343,700	384,300	444,700		43	266,800	283,500	310,600	333,200	373,500	432,800
	44	279,100	295,300	322,000	344,700	385,600	445,800		44	267,600	284,000	311,600	334,200	374,800	433,900
	45	279,900	296,000	322,800	345,600	387,100	446,800		45	268,400	284,600	312,500	335,200	376,300	434,900
	46	280,700	296,400	323,800	346,500	388,300	447,300		46	269,200	285,100	313,500	336,200	377,500	435,400
	47	281,400	296,800	324,800	347,500	389,400	447,800		47	269,900	285,600	314,500	337,200	378,600	436,000
	48	282,000	297,200	325,700	348,500	390,600	448,200		48	270,500	286,100	315,400	338,200	379,800	436,400
	49	282,500	297,800	326,600	349,800	391,700	448,800		49	271,100	286,600	316,300	339,500	380,900	437,000
	50	283,000	298,200	327,500	351,100	392,600	449,300		50	271,600	287,100	317,300	340,800	381,800	437,500
	51	283,400	298,600	328,500	352,300	393,700	449,700		51	272,100	287,600	318,300	342,000	382,900	437,900
	52	283,800	299,100	329,600	353,500	394,600	450,200		52	272,500	288,100	319,400	343,200	383,800	438,400
	53	284,100	299,700	330,400	354,400	395,200	450,800		53	272,900	288,600	320,200	344,100	384,400	439,000
	54	284,600	300,100	331,300	355,600	396,000	451,200		54	273,400	289,200	321,200	345,300	385,200	439,400
	55	285,100	300,500	332,300	356,700	396,800	451,500		55	274,000	289,700	322,200	346,400	386,000	439,700
	56	285,500	300,900	333,200	358,000	397,600	451,800		56	274,400	290,200	323,100	347,700	386,800	440,000
	57	285,900	301,400	334,100	359,000	398,300	452,200		57	274,800	290,700	324,000	348,700	387,500	440,4

改正後						改正前					
58	286,300	302,100	335,000	360,000	399,000	58	275,200	291,500	325,000	349,700	388,200
59	286,600	302,800	336,000	361,100	399,700	59	275,600	292,300	326,000	350,800	388,900
60	286,900	303,500	336,900	362,300	400,300	60	276,000	293,000	326,900	352,000	389,500
61	287,300	304,300	337,900	363,400	400,900	61	276,400	293,800	327,900	353,100	390,100
62	287,700	305,200	339,000	364,600	401,500	62	276,800	294,700	329,100	354,300	390,700
63	288,100	306,100	340,200	365,800	402,200	63	277,200	295,600	330,300	355,500	391,400
64	288,400	306,800	341,400	366,800	402,800	64	277,600	296,400	331,500	356,500	392,000
65	288,700	307,500	342,100	367,800	403,500	65	278,000	297,200	332,200	357,500	392,700
66	289,100	308,400	343,200	368,800	404,000	66	278,400	298,100	333,300	358,500	393,200
67	289,600	309,200	344,300	369,900	404,700	67	278,900	298,900	334,400	359,600	393,900
68	289,900	310,000	345,200	371,100	405,200	68	279,300	299,700	335,300	360,800	394,400
69	290,300	310,800	346,300	371,900	405,600	69	279,700	300,600	336,400	361,600	394,800
70	290,800	311,700	347,000	373,000	406,200	70	280,200	301,500	337,100	362,700	395,400
71	291,200	312,600	348,200	374,100	406,600	71	280,700	302,400	338,300	363,800	395,900
72	291,500	313,400	349,300	375,100	406,900	72	281,100	303,300	339,400	364,800	396,200
73	291,900	314,300	350,400	375,800	407,200	73	281,500	304,200	340,500	365,500	396,500
74	292,400	315,100	351,600	376,600	407,700	74	282,100	305,100	341,700	366,300	397,000
75	292,900	316,000	352,700	377,400	408,100	75	282,700	306,000	342,800	367,100	397,400
76	293,500	316,900	353,800	378,100	408,400	76	283,300	306,900	343,900	367,800	397,700
77	294,000	317,800	354,900	378,700	408,700	77	283,800	307,800	345,000	368,400	398,000
78	294,500	318,700	356,000	379,200	409,200	78	284,400	308,800	346,100	368,900	398,500
79	295,100	319,700	357,000	379,700	409,700	79	285,000	309,800	347,100	369,400	399,000
80	295,500	320,600	358,100	380,200	410,100	80	285,500	310,700	348,200	369,900	399,400
81	296,000	321,100	359,100	380,800	410,400	81	286,000	311,200	349,200	370,500	399,700
82	296,400	321,900	360,100	381,400	410,800	82	286,500	312,100	350,200	371,100	400,100
83	296,900	322,800	361,000	381,900	411,300	83	287,000	313,000	351,100	371,600	400,600
84	297,400	323,600	362,000	382,400	411,700	84	287,500	313,800	352,100	372,100	401,000
85	297,800	324,400	362,900	382,800	412,100	85	288,000	314,600	353,000	372,500	401,400
86	298,300	325,300	363,700	383,200	412,500	86	288,600	315,600	353,800	372,900	401,800
87	298,800	326,400	364,500	383,800	413,000	87	289,100	316,700	354,600	373,500	402,300
88	299,300	327,400	365,300	384,300	413,400	88	289,600	317,700	355,400	374,000	402,700
89	299,700	328,300	365,900	384,600	413,800	89	290,100	318,600	356,000	374,300	403,100
90	300,200	329,300	366,500	385,100	414,200	90	290,600	319,700	356,600	374,800	403,500
91	300,700	330,300	367,100	385,400	414,700	91	291,100	320,700	357,200	375,200	404,000
92	301,200	331,300	367,700	385,700	415,100	92	291,600	321,700	357,800	375,500	404,400
93	301,700	332,100	368,100	386,300	415,600	93	292,100	322,500	358,200	376,100	404,900
94	302,100	332,800	368,500	386,800	416,000	94	292,700	323,200	358,600	376,600	405,300
95	302,600	333,500	369,000	387,300	416,500	95	293,300	323,900	359,100	377,100	405,800
96	303,200	334,100	369,500	387,800	416,900	96	293,900	324,500	359,600	377,600	406,200
97	303,800	334,600	370,000	388,400	417,300	97	294,500	325,000	360,100	378,200	406,600
98	304,400	334,900	370,400	388,900		98	295,100	325,300	360,500	378,700	
99	304,900	335,500	370,900	389,400		99	295,600	326,000	361,000	379,200	
100	305,400	336,100	371,300	389,800		100	296,100	326,600	361,400	379,600	
101	305,800	336,500	371,600	390,400		101	296,600	327,000	361,700	380,200	
102	306,300	337,000	372,100	390,900		102	297,100	327,600	362,200	380,700	
103	306,700	337,600	372,400	391,400		103	297,600	328,200	362,600	381,200	
104	307,100	338,100	372,700	391,900		104	298,000	328,700	362,900	381,700	
105	307,500	338,500	373,100	392,600		105	298,400	329,100	363,300	382,400	
106	307,900	339,000	373,600	393,000		106	298,900	329,600	363,800	382,800	
107	308,300	339,500	374,100	393,500		107	299,400	330,100	364,300	383,300	
108	308,600	340,000	374,600	394,000		108	299,700	330,600	364,800	383,800	
109	308,800	340,400	375,100	394,600		109	299,900	331,000	365,300	384,400	
110	309,100	340,700	375,600			110	300,200	331,400	365,800		
111	309,300	341,000	376,100			111	300,400	331,700	366,300		
112	309,600	341,300	376,500			112	300,700	332,000	366,700		
113	309,900	341,600	376,900			113	301,000	332,300	367,100		
114	310,100	342,000	377,300			114	301,200	332,700	367,500		
115	310,400	342,300	377,800			115	301,500	333,000	368,000		
116	310,600	342,600	378,300			116	301,700	333,300	368,500		
117	310,900	342,800	378,700			117	302,000	333,500	368,900		
118	311,100	343,100	379,200			118	302,300	333,800	369,400		

改正後							改正前						
	119	311,400	343,400	379,700				119	302,600	334,100	369,900		
	120	311,800	343,600	380,200				120	303,000	334,300	370,400		
	121	312,100	343,800	380,600				121	303,300	334,500	370,800		
	122	312,400	344,100					122	303,700	334,800			
	123	312,700	344,400					123	304,000	335,100			
	124	313,000	344,700					124	304,300	335,400			
	125	313,200	344,900					125	304,500	335,600			
	126	313,400	345,200					126	304,700	335,900			
	127	313,700	345,500					127	305,000	336,300			
	128	314,100	345,700					128	305,400	336,500			
	129	314,300	346,000					129	305,600	336,800			
	130	314,600	346,200					130	305,900	337,000			
	131	314,900	346,500					131	306,300	337,400			
	132	315,300	346,700					132	306,700	337,600			
	133	315,500	347,000					133	306,900	337,900			
	134	315,800	347,400					134	307,200	338,300			
	135	316,100	347,800					135	307,500	338,700			
	136	316,400	348,200					136	307,800	339,100			
	137	316,600	348,500					137	308,000	339,400			
	138	316,900	348,900					138	308,300	339,800			
	139	317,200	349,300					139	308,600	340,200			
	140	317,500	349,700					140	308,900	340,600			
	141	317,700	350,000					141	309,100	340,900			
	142	318,000	350,400					142	309,500	341,300			
	143	318,400	350,700					143	309,900	341,600			
	144	318,700	351,100					144	310,200	342,000			
	145	318,900	351,400					145	310,400	342,300			
	146	319,100	351,800					146	310,600	342,700			
	147	319,400	352,200					147	310,900	343,100			
	148	319,700	352,600					148	311,300	343,500			
	149	319,900	352,900					149	311,500	343,800			
	150	320,100	353,300					150	311,700	344,200			
	151	320,400	353,700					151	312,000	344,600			
	152	320,700	354,100					152	312,300	345,000			
	153	321,100	354,400					153	312,700	345,300			
	154	321,300						154	312,900				
	155	321,500						155	313,100				
	156	321,800						156	313,400				
	157	322,100						157	313,700				
	158	322,500						158	314,100				
	159	322,800						159	314,400				
	160	323,100						160	314,700				
	161	323,500						161	315,100				
	162	323,800						162	315,400				
	163	324,100						163	315,700				
	164	324,400						164	316,000				
	165	324,800						165	316,400				
	166	325,100						166	316,700				
	167	325,400						167	317,000				
	168	325,700						168	317,300				
	169	326,100						169	317,700				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円
		250,900	272,000	279,700	290,500	307,700	346,500			241,800	262,500	269,900	280,300
													296,900
													334,800

備考 この表は、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長の定めるものに適用する。

別表第3 略

参考 略

備考 この表は、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長の定めるものに適用する。

別表第3 略

参考 略

【第2条】盛岡市職員給与支給条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 <u>令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市職員給与支給条例 第1条から第33条の3まで 略</p> <p>第33条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第33条の4の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第33条の4の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第13条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第33条の4の2及び第33条の4の3 略</p> <p>第33条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33</p>	<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略</p> <p>盛岡市職員給与支給条例 第1条から第33条の3まで 略</p> <p>第33条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第33条の4の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第33条の4の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第13条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第33条の4の2及び第33条の4の3 略</p> <p>第33条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33</p>

改正後	改正前
条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)からと、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。	条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)からと、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。
第33条の6から第37条まで 略 附 則 略 <u>附 則(令和7年条例第 号)</u> (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中盛岡市職員給与支給条例第26条第2項第2号の改正規定は令和8年1月1日から、第2条、第4条及び第6条の規定は同年4月1日から施行する。 2から5まで 略	第33条の6から第37条まで 略 附 則 略
別表第1から別表第3まで 略 参考 略	別表第1から別表第3まで 略 参考 略

【第3条】盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前																																				
<p>○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 第1条から第5条まで 略 (特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第6条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、別表第1に掲げる給料表を適用する。</p> <p>2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、別表第2の左欄に掲げる号給の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。</p> <p>3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により別表第1に掲げる給料表の号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を決定することができる。</p> <p>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定に基づく給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。）第2章（第7条、第9条及び第16条に限る。）、第2章の2、第3章、第3章の3、第6章、第6章の2（第33条の2第1項第2号及び第2項第2号に限る。）及び第7章の規定については、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に係る給与条例第6条、第25条の2第2項、第33条の2第1項、第33条の4第2項及び第33条の5第2項第1号の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">読み替える規定</th><th style="text-align: center;">読み替えられる字句</th><th style="text-align: center;">読み替える字句</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第6条</td><td style="text-align: center;">この条例</td><td style="text-align: center;">この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">第25条の2第2項</td><td style="text-align: center;">職員</td><td style="text-align: center;">職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">第33条の2第1項</td><td style="text-align: center;">職員が</td><td style="text-align: center;">職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">第33条の4第2項</td><td style="background-color: yellow; text-align: center;">100分の127.5</td><td style="background-color: yellow; text-align: center;">100分の97.5</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">第33条の5第2項第1号</td><td style="background-color: yellow; text-align: center;">100分の107.5</td><td style="background-color: yellow; text-align: center;">100分の90</td></tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）	第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）	第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が	第33条の4第2項	100分の127.5	100分の97.5	第33条の5第2項第1号	100分の107.5	100分の90	<p>○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号 改正 略</p> <p>盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 第1条から第5条まで 略 (特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第6条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、別表第1に掲げる給料表を適用する。</p> <p>2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、別表第2の左欄に掲げる号給の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。</p> <p>3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により別表第1に掲げる給料表の号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を決定することができる。</p> <p>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定に基づく給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。）第2章（第7条、第9条及び第16条に限る。）、第2章の2、第3章、第3章の3、第6章、第6章の2（第33条の2第1項第2号及び第2項第2号に限る。）及び第7章の規定については、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に係る給与条例第6条、第25条の2第2項、第33条の2第1項、第33条の4第2項及び第33条の5第2項第1号の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">読み替える規定</th><th style="text-align: center;">読み替えられる字句</th><th style="text-align: center;">読み替える字句</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第6条</td><td style="text-align: center;">この条例</td><td style="text-align: center;">この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">第25条の2第2項</td><td style="text-align: center;">職員</td><td style="text-align: center;">職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">第33条の2第1項</td><td style="text-align: center;">職員が</td><td style="text-align: center;">職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">第33条の4第2項</td><td style="background-color: yellow; text-align: center;">100分の125</td><td style="background-color: yellow; text-align: center;">100分の95</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">第33条の5第2項第1号</td><td style="background-color: yellow; text-align: center;">100分の105</td><td style="background-color: yellow; text-align: center;">100分の87.5</td></tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）	第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）	第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が	第33条の4第2項	100分の125	100分の95	第33条の5第2項第1号	100分の105	100分の87.5
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																																			
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）																																			
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）																																			
第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が																																			
第33条の4第2項	100分の127.5	100分の97.5																																			
第33条の5第2項第1号	100分の107.5	100分の90																																			
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																																			
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）																																			
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）																																			
第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が																																			
第33条の4第2項	100分の125	100分の95																																			
第33条の5第2項第1号	100分の105	100分の87.5																																			
<p>第8条及び第9条 略 附 則 略 附 則（令和7年条例第 号）</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中盛岡市職員給与支給条例第26条第2項第2号の改正規定は令和8年1月1日から、第2条、第4条及び第6条の規定は同年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例（以下「改正後の給与条例」という。）第17条の2第1項、別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表第1の規定は令和7年4月1日から、改正後の給与条例第33条の4第2項及び第3項並びに第33条の5第2項の規定、改正後の任期付職員条例第7条第2項の規定並びに第5条の規定による改正後の盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員条例」という。）第19条第</p>	<p>第8条及び第9条 略 附 則 略</p>																																				

改正後	改正前																																
2 項及び第22条第2項の規定は同年12月1日から適用する。 (令和7年4月1日前の異動者の号給の調整)																																	
3 令和7年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。 (給与の内払)																																	
4 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例及び改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の盛岡市職員給与支給条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び第5条の規定による改正前の盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与及び改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。 (委任)																																	
5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。																																	
別表第1（第6条関係）	別表第1（第6条関係）																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">円 408,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">459,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">512,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">579,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">660,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">771,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">900,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	円 408,000	2	459,000	3	512,000	4	579,000	5	660,000	6	771,000	7	900,000	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">円 395,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">444,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">496,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">560,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">639,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">746,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">871,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	円 395,000	2	444,000	3	496,000	4	560,000	5	639,000	6	746,000	7	871,000
号給	給料月額																																
1	円 408,000																																
2	459,000																																
3	512,000																																
4	579,000																																
5	660,000																																
6	771,000																																
7	900,000																																
号給	給料月額																																
1	円 395,000																																
2	444,000																																
3	496,000																																
4	560,000																																
5	639,000																																
6	746,000																																
7	871,000																																
別表第2 略	別表第2 略																																

【第4条】盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前																																				
<p>○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 第1条から第6条まで 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。）第2章（第7条、第9条及び第16条に限る。）、第2章の2、第3章、第3章の3、第6章、第6章の2（第33条の2第1項第2号及び第2項第2号に限る。）及び第7章の規定については、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に係る給与条例第6条、第25条の2第2項、第33条の2第1項、第33条の4第2項及び第33条の5第2項第1号の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6条</td><td>この条例</td><td>この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）</td></tr> <tr> <td>第25条の2第2項</td><td>職員</td><td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）</td></tr> <tr> <td>第33条の2第1項</td><td>職員が</td><td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が</td></tr> <tr> <td>第33条の4第2項</td><td>100分の126.25</td><td>100分の96.25</td></tr> <tr> <td>第33条の5第2項第1号</td><td>100分の106.25</td><td>100分の88.75</td></tr> </tbody> </table> <p>第8条及び第9条 略 附 則 略 附 則（令和7年条例第 号） (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中盛岡市職員給与支給条例第26条第2項第2号の改正規定は令和8年1月1日から、第2条、第4条及び第6条の規定は同年4月1日から施行する。</p> <p>2から5まで 略 別表第1及び別表第2 略</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）	第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）	第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が	第33条の4第2項	100分の126.25	100分の96.25	第33条の5第2項第1号	100分の106.25	100分の88.75	<p>○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号 改正 略</p> <p>盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 第1条から第6条まで 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。）第2章（第7条、第9条及び第16条に限る。）、第2章の2、第3章、第3章の3、第6章、第6章の2（第33条の2第1項第2号及び第2項第2号に限る。）及び第7章の規定については、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に係る給与条例第6条、第25条の2第2項、第33条の2第1項、第33条の4第2項及び第33条の5第2項第1号の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6条</td><td>この条例</td><td>この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）</td></tr> <tr> <td>第25条の2第2項</td><td>職員</td><td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）</td></tr> <tr> <td>第33条の2第1項</td><td>職員が</td><td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が</td></tr> <tr> <td>第33条の4第2項</td><td>100分の127.5</td><td>100分の97.5</td></tr> <tr> <td>第33条の5第2項第1号</td><td>100分の107.5</td><td>100分の90</td></tr> </tbody> </table> <p>第8条及び第9条 略 附 則 略</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）	第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）	第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が	第33条の4第2項	100分の127.5	100分の97.5	第33条の5第2項第1号	100分の107.5	100分の90
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																																			
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）																																			
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）																																			
第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が																																			
第33条の4第2項	100分の126.25	100分の96.25																																			
第33条の5第2項第1号	100分の106.25	100分の88.75																																			
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																																			
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）																																			
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）																																			
第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が																																			
第33条の4第2項	100分の127.5	100分の97.5																																			
第33条の5第2項第1号	100分の107.5	100分の90																																			
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中盛岡市職員給与支給条例第26条第2項第2号の改正規定は令和8年1月1日から、第2条、第4条及び第6条の規定は同年4月1日から施行する。	別表第1及び別表第2 略																																				

【第5条】盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 令和元年10月30日条例第18号 改正 略 <u>令和7年 月 日条例第 号</u> 盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 第1条から第18条まで 略 (会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第21条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 100分の100 (2) 5月以上6月末満 100分の80 (3) 3月以上5月末満 100分の60 (4) 3月末満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。</p> <p>4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。 第20条及び第21条 略 (会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対し、当該会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が当該任命権者に所属する会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。</p> <p>4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下の条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。</p> <p>第23条から第29条まで 略 附 則 略 <u>附 則（令和7年条例第 号）</u> (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中盛岡市職員給与支給条例第26条第2項第2号の改正規定は令和8年1月1日から、第2条、第4条及び第6条の規定は同年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例（以下「改正後の給与条例」という。）第17条の2第1項、別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表第1の規定は令和7年4月1日から、改正後の給与条例第33条の4第2項及び第3項並びに第33条の5第2項の規定、改正後の任期付職員条例第7条第2項の規定並びに第5条の規定による改正後の盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員条例」という。）第19条第</p>	<p>○盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 令和元年10月30日条例第18号 改正 略 盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 第1条から第18条まで 略 (会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第21条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 100分の100 (2) 5月以上6月末満 100分の80 (3) 3月以上5月末満 100分の60 (4) 3月末満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。</p> <p>4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。 第20条及び第21条 略 (会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対し、当該会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が当該任命権者に所属する会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。</p> <p>4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下の条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。</p> <p>第23条から第29条まで 略 附 則 略</p>

改正後	改正前
2 項及び第22条第 2 項の規定は同年12月 1 日から適用する。	
3 略	
(給与の内払)	
4 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例及び改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の盛岡市職員給与支給条例の規定に基づいて支給された給与、第 3 条の規定による改正前の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び第 5 条の規定による改正前の盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与及び改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。 (委任)	
5 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	

【第6条】盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 令和元年10月30日条例第18号 改正 略 <u>令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 第1条から第18条まで 略 (会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第21条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 100分の100 (2) 5月以上6月末満 100分の80 (3) 3月以上5月末満 100分の60 (4) 3月末満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。</p> <p>4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。 第20条及び第21条 略 (会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対し、当該会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が当該任命権者に所属する会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。</p> <p>4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下の条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。</p> <p>第23条から第29条まで 略 附 則 略 <u>附 則（令和7年条例第 号）</u> (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中盛岡市職員給与支給条例第26条第2項第2号の改正規定は令和8年1月1日から、第2条、第4条及び第6条の規定は同年4月1日から施行する。</p> <p>2から5まで 略</p>	<p>○盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 令和元年10月30日条例第18号 改正 略</p> <p>盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 第1条から第18条まで 略 (会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第21条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 100分の100 (2) 5月以上6月末満 100分の80 (3) 3月以上5月末満 100分の60 (4) 3月末満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。</p> <p>4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。 第20条及び第21条 略 (会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対し、当該会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が当該任命権者に所属する会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。</p> <p>4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下の条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。</p> <p>第23条から第29条まで 略 附 則 略</p>

議案第 176 号

盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年岩手県条例第47号。以下「県条例」という。）の改正に伴う規定の整備をしようとするものである。

2 改正の経緯・背景

(1) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正

令和7年6月18日、学校教育の質の向上に向けて、教師に優れた人材を確保する必要があることに鑑み、教師の待遇改善等を一体的・総合的に進めるため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正が行われた。

○ 教職調整額に係る改正内容

公立の義務教育諸学校等の教員に支給される教職調整額について、幼稚園の教員を除き、給料月額の4%から、10%に引き上げる。

※ 10%への引上げは、令和7年度（令和8年1月）から段階的に実施

(2) 県条例の改正

令和7年12月県議会において、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、小学校、中学校、高等学校等の県費負担教職員の教職調整額を給料月額の10%に引き上げることを内容とする条例の改正が行われた。

(3) 市の対応

ア 県条例の改正により、県費負担教職員である市立小中学校と、市立高校の教員の教職調整額は10%に引上げとなる。

イ 市立幼稚園の教員の給与等については、市立小中学校の教員の例によるとしているが、この度の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正において、市立幼稚園の教員の教職調整額は引上げの対象ではないことから、条例にその旨を規定する改正を行う。

3 改正の内容

市立幼稚園の教員に支給する教職調整額は、給料月額の4%とする規定を追加する。

4 施行期日

令和8年1月1日

盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成21年3月27日条例第5号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号 盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 第1条及び第2条 略 (職務の級等) 第3条 教員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表の左欄に掲げる職務の級の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。 2 別表の右欄に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務については、規則で定める。 3 義務教育等教員特別手当の月額は、市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定により算定された額に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 4 教員（園長及び副園長並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項に規定する指導改善研修被認定者を除く。）に支給する教職調整額の額は、その者の給料月額の100分の4に相当する額とする。 5 給与及び旅費の支給日及び支給手続については、市の一般職の職員の例による。 附 則 略 附 則（令和7年条例第 号） 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。 2 この条例の施行の日前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて同日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間ににおける当該者に対する盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定による教職調整額の支給については、改正後の同条例第3条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。	○盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成21年3月27日条例第5号 改正 略 盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 第1条及び第2条 略 (職務の級等) 第3条 教員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表の左欄に掲げる職務の級の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。 2 別表の右欄に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務については、規則で定める。 3 義務教育等教員特別手当の月額は、市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定により算定された額に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 4 給与及び旅費の支給日及び支給手続については、市の一般職の職員の例による。 附 則 略
別表 略	別表 略

議案第 177 号

盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めようとするものである。

2 改正の内容

令和8年度から、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が、新たな給付制度として本格実施されることに伴い、「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を制定する内閣府令（令和7年内閣府令第95号）」（令和7年11月13日公布）に基づき、「盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例」において、社会福祉施設等に「特定乳児等通園支援を行う事業」を追加し、運営に関する基準を定める。

3 施行期日

令和8年4月1日

盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																					
○盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例 令和6年3月27日条例第15号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号 盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例 第1条 略 (定義) 第2条 この条例において「社会福祉施設等」とは、別表第1の左欄に掲げる施設又は事業及び医療保護施設をいう。 第3条及び第4条 略 (基準の原則) 第5条 社会福祉施設等（医療保護施設を除く。以下同じ。）についてそれぞれ別表第1の中欄に掲げる法律の規定により条例で定めることとされている当該社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準は、この条例（この条例の改正の際の経過措置を含む。）に別段の定めがあるものを除き、それぞれ同表の右欄に掲げる省令等（当該省令等の改正の際の経過措置を含む。）に定める基準の例によるものとする。この場合において、別表第2の第1欄に掲げる省令等の規定の適用については、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。 第6条から第9条まで 略 附 則 略 附 則（令和7年条例第 号） この条例は、令和8年4月1日から施行する。	○盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例 令和6年3月27日条例第15号 改正 略 盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例 第1条 略 (定義) 第2条 この条例において「社会福祉施設等」とは、別表第1の左欄に掲げる施設又は事業及び医療保護施設をいう。 第3条及び第4条 略 (基準の原則) 第5条 社会福祉施設等（医療保護施設を除く。以下同じ。）についてそれぞれ別表第1の中欄に掲げる法律の規定により条例で定めることとされている当該社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準は、この条例（この条例の改正の際の経過措置を含む。）に別段の定めがあるものを除き、それぞれ同表の右欄に掲げる省令等（当該省令等の改正の際の経過措置を含む。）に定める基準の例によるものとする。この場合において、別表第2の第1欄に掲げる省令等の規定の適用については、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。 第6条から第9条まで 略 附 則 略																					
別表第1（第2条、第5条関係） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">社会福祉施設等</th> <th style="text-align: center;">法律の規定</th> <th style="text-align: center;">省令等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1から27まで 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第43条第4項に規定する特定地域型保育事業</td> <td style="text-align: center;">子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項</td> <td style="text-align: center;">特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）（第42条第2項から第7項まで及び第10項並びに附則第5条の規定を除く。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">29 子ども・子育て支援法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援を行う事業</td> <td style="text-align: center;">子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項</td> <td style="text-align: center;">特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）</td> </tr> </tbody> </table>	社会福祉施設等	法律の規定	省令等	1から27まで 略			28 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第43条第4項に規定する特定地域型保育事業	子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）（第42条第2項から第7項まで及び第10項並びに附則第5条の規定を除く。）	29 子ども・子育て支援法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援を行う事業	子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項	特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）	別表第1（第2条、第5条関係） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">社会福祉施設等</th> <th style="text-align: center;">法律の規定</th> <th style="text-align: center;">省令等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1から27まで 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業</td> <td style="text-align: center;">子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項</td> <td style="text-align: center;">特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）（第42条第2項から第7項まで及び第10項並びに附則第5条の規定を除く。）</td> </tr> </tbody> </table>	社会福祉施設等	法律の規定	省令等	1から27まで 略			28 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業	子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）（第42条第2項から第7項まで及び第10項並びに附則第5条の規定を除く。）
社会福祉施設等	法律の規定	省令等																				
1から27まで 略																						
28 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第43条第4項に規定する特定地域型保育事業	子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）（第42条第2項から第7項まで及び第10項並びに附則第5条の規定を除く。）																				
29 子ども・子育て支援法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援を行う事業	子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項	特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）																				
社会福祉施設等	法律の規定	省令等																				
1から27まで 略																						
28 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業	子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）（第42条第2項から第7項まで及び第10項並びに附則第5条の規定を除く。）																				
別表第2 略	別表第2 略																					